

令和3年1月19日
大臣官房人事課

（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長の公募について

国土交通省において、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長の公募を、本日、令和3年1月19日（火）より開始しましたのでお知らせ致します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページに掲載しております。

皆様からのご応募をお待ちしております。

《公募の概要》

（1）公募ポスト

- ・独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 1名（大臣任命）

（2）提出書類 及び 申込方法

- ・所定の提出書類一式（履歴書、自己アピール文書、返信用封筒）を簡易書留扱いで、国土交通省の担当あてに郵送して下さい。
- ・応募期限：令和3年2月15日（月）**必着**

（3）選考方法

一次選考（書類選考）、二次選考（面接審査）を実施し、選考委員会の審議を経て、国土交通大臣が任命します。（令和3年4月任命予定）

（4）掲載ホームページ

- ・国土交通省 HP：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo03_hy_000006.html

郵送先・問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課任用第二係

嶋中、橋本

代表 03-5253-8111（内線21286）

直通 03-5253-8173

FAX 03-5253-1521

公募ポストの概要

【公募ポスト】

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長

【職務内容】

法人の基本的な運営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標並びにその達成のための中期計画及び各年度計画に基づき、法人全体の管理運営業務(役職員数約1,500名)を総理し、役職員の指揮監督・業務運営のマネジメントを行うとともに、法人を代表して業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う。また、国土交通省をはじめ、国、地方公共団体、国内外の民間企業等との対外調整などを行う。

【任 期】

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

任命の日から、当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで

【勤務条件】

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本社(神奈川県横浜市中区本町6-50-1)
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給 与：年収 約2,100万円(特別地域手当、特別手当含む)及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)
- ・ 危機管理：業務上の大規模事故時、地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は変わることがある

【必要な資格・経験等】

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 別添の「公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ」に記載された事務・事業について、適正かつ効率的に遂行していくに十分な能力を有し、当法人の経営・運営改革を実施していくに当たっての強い意欲が認められること。
- ・ 当法人の業務に関し、政策や事業、その相互関係等に関する幅広い知識を有していること。
- ・ 鉄道、海運、地域公共交通、国鉄清算事業等の交通運輸分野に精通するとともに、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等を代表する役員等の経験を有し、広範かつ多岐にわたる業務を実施する1,500人規模の組織を一体性をもって管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・ 国内外の民間企業や国、地方公共団体等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 法人を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の質と効率性の向上に向けた意識のほか、高いコスト意識を有していること。
- ・ 組織運営、人事・労務管理、予算管理等に関し、高度な判断能力・調整能力・組織統率能力を有し、リーダーシップを発揮して組織のガバナンス及び組織文化に関して抜本的な経営改革を実施できると認められること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の理事長にふさわしくない経歴を有しないほか、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- ・当法人は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法に基づき設立された法人であり、同法及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づき、日本及び海外の鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことにより、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図ることを目的とした事業を行うほか、国鉄清算事業に関する業務を行っています。
- ・先般、当法人が建設主体となっている北陸新幹線（金沢・敦賀間）整備事業において、工期が1年程度遅延するとともに、事業費が大幅に増加する見込みであることが判明しました。本件に関しては、国土交通省において外部有識者から成る検証委員会で事実関係の検証等を行った結果、事業執行体制の強化や本社におけるチェック機能の強化、地方自治体等との情報共有の在り方について早急に改善策を講じることが必要との指摘を受けました。こうした指摘を踏まえ、令和2年12月、国土交通大臣より当法人に対して独立行政法人通則法第32条第6項の規定に基づき業務改善命令が発出され、理事長が退任する事態となったところです。
- ・今回の公募の対象である理事長は、当法人を代表して、民間企業、国、地方公共団体等の国内外の関係機関と調整を図りながら、高い技術力、豊富な経験及び高度な専門知識を活用し、新幹線鉄道、都市鉄道等の建設・整備支援、船舶共有建造、国鉄清算事業、JR 二島貨物会社への支援等の運輸分野における広範かつ多岐にわたる業務を実施する機関の長として、当法人の事務・事業を総理し、当法人の重要な経営事項の意思決定及び経営運営改革の実施に当たり、その責務を果たすとともに、業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことにより、中期目標を達成するための計画を確実に実施することが求められます。
- ・また、先述の業務改善命令に対する改善計画を迅速・着実に実施するとともに、整備新幹線等の大規模プロジェクトの確実な遂行を実現するため、ガバナンス、施工管理能力・体制の強化、組織の在り方等に係る経営運営の抜本的な改革を行うことが強く求められています。
- ・そのため、鉄道、海運、地域公共交通等の運輸分野に精通し当法人の事務・事業に関して高度な知識・経験を有するとともに、広範かつ多岐にわたる業務についてリーダーシップを発揮して適正かつ効率的に遂行し、当法人の抜本的な組織改革を強力に押し進めていくことができる十分な能力を有し、かつ、人格高潔で高い倫理観を持つ方を求めています。